

京都市4級基準点取扱要綱

（趣 旨）

第1条 この要綱は、京都市4級基準点（以下「基準点」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（定 義）

第2条 この要綱において基準点とは、京都市道路区域明示測量等業務委託等に基づき設置した標識及び測量成果をいう。

（管 理）

第3条 市長は、次に掲げる書類を整備し、管理するものとする。

- (1) 基準点の成果品等
- (2) 京都市4級基準点使用承認申請書 (第1号様式)
- (3) 京都市4級基準点使用承認書 (第2号様式)
- (4) 京都市4級基準点異常報告書 (第3号様式)

2 前項に関する事務及び管理は、土木管理部道路明示課が行うものとする。

（基準点の使用）

第4条 基準点を使用して測量作業を実施しようとする者は、市長に「京都市4級基準点使用承認申請書」（第1号様式）を提出し、市長の承認を受けなければならない。ただし、京都市道路区域明示測量等業務委託及び里道・水路等明示図照査測量業務委託の受注業者についてはこの限りでない。

- 2 申請者は、測量士又は土地家屋調査士のいずれかの資格を有する者その他特に市長が必要と認めた者とする。
- 3 市長は、基準点の使用に関し、必要な条件を付することができる。
- 4 市長は、第1項の規定による申請書の提出を受けた場合において、基準点の使用を承認するときは、速やかに申請者に「京都市4級基準点使用承認書」（第2号様式）により通知するものとする。

(異常の報告)

第5条 前条の規定により基準点の使用の承認を受けた者は、破損、亡失等異常を発見した時は使用終了後速やかに「京都市4級基準点異常報告書」(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(基準点の引継ぎ)

第6条 市長は、公共事業等による新設の基準点で、協議したものについては、引継ぐものとする。

(その他)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、建設局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月17日から施行する。

(施行期日)

2 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

第1号様式

京都市4級基準点使用承認申請書

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所・氏名（法人にあっては主たる事務所の所在地・名称・代表者名） 住所 名称 氏名 (電話 — —)	申請者の有する資格 担当者名 土地家屋調査士 第 号 測量士・補 第 号

京都市4級基準点取扱要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり京都市4級基準点使用の承認を申請します。	
使用する 基準点番号	
	(点)
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
使用目的	

4級基準点の成果表の発行は受付日を含めて3営業日以降となっております。

＊曜日や祝日によって変わってきますのでご注意ください。

＊：木曜日が受付日の場合→発行は翌週月曜日（月曜日から受取可能となります。）

：木曜日が受付日で、翌週月曜日が祝日の場合→発行は翌週火曜日（火曜日から受取可能となります。）

受 領 確 認
年 月 日
氏名：

第2号様式

京 都 市 4 級 基 準 点 使 用 承 認 書

年 月 日

様

京都市長

〔 担当 建設局土木管理部道路明示課
2 2 2 - 3 5 6 7 〕

年 月 日付けで申請のありました京都市4級基準点の使用については、次のとおり承認します。

使用承認する 基準点番号	申請書のとおり
	(点)
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
使用目的	申請書のとおり
備 考	使用に当たっては裏面記載の使用条件を遵守し、異常を発見した場合には「京都市4級基準点異常報告書」(第3号様式)を提出すること。

使 用 条 件 等

1 使用についての注意事項

- ① 4 級基準点は、京都市の道路区域明示図等を作成するために、京都市公共基準点を使用して設置した基準点であるが、**測量法に基づき実施される公共測量による基準点には該当しないことに留意すること。**
- ② 4 級基準点は、設置後の維持管理を行っていないため、**精度等について保証するものではないことに留意すること。**
- ③ **標高改定に対応していない成果があることに留意すること。**
- ④ 基準点が**現地で亡失等している場合も本市では復旧を行わないこと**に留意すること。
- ⑤ 亡失、異常を発見した場合及び点検の結果が精度管理上適正な範囲を超えているとみなされる場合は使用せず、「京都市 4 級基準点異常報告書」（第 3 号様式）を提出すること。
- ⑥ 申請者の責任において使用すること。

2 使用条件

- ① 路上での作業については安全柵等を設置し、安全対策を十分に行うこと。
- ② 基準点使用の際基準点等を損傷した場合は、速やかに担当課に連絡し、その指示に従うこと。

3 京都市 4 級基準点使用承認書の携行

京都市 4 級基準点の使用時においては、「京都市 4 級基準点使用承認書」（第 2 号様式）を必ず携行すること。

4 使用承認の取消し

上記条件を遵守しない場合は、使用承認を取消すことがある。

5 その他

工作物等を損失した場合は、申請者の責任において補償しなくてはならない。

6 使用後提出書類

異常を発見した場合には「京都市 4 級基準点異常報告書」（第 3 号様式）を提出すること。

京都市4級基準点異常報告書

年 月 日

(宛先) 京 都 市 長

申 請 者

下記のとおり京都市4級基準点に異常がありましたので報告します。

使用期間	年 月 日から 年 月 日まで	
施 行 者	名 称	
	担当者	測 量 士 号 土地家屋調査士 号

異常報告

番号	基準点No	調査年月日	内容 1. 亡失 2. その他	備考 (異常内容等)
1				
2				
3				
4				
5				